⑵　共同企業体の資格審査申請をする者は、併せて支出負担行為担当官沖縄総合事務局開発建設部長　坂井　　功　が公告する入札参加資格の認定を受けること。

⑶　申請手続について不明な点があれば、次に照会すること。

5⑵に同じ。

競争参加者の資格に関する公示

熊本57号糖塚山トンネル新設工事、福岡201号九郎原トンネル新設工事に係る特定建設工事共同企業体としての競争参加者の資格（以下「特定建設工事共同企業体としての資格」という。）を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示します。

令和４年10月17日

九州地方整備局長　藤巻　浩之

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　40

1　工事名

【A】熊本57号糖塚山トンネル新設工事

【B】福岡201号九郎原トンネル新設工事

2　工事場所

【A】熊本県宇土市網津町地先

【B】福岡県飯塚市内住地先

3　工事内容

【A】構造形式：ＮＡＴＭ
延長：Ｌ＝431m
内空断面：90.1㎡
掘削工法：発破掘削

【B】構造形式：ＮＡＴＭ
延長：Ｌ＝568m
内空断面：57.3㎡
掘削工法：発破掘削

4　予定工期

【A】契約締結の翌日から令和６年10月31日まで

【B】契約締結の翌日から令和６年10月31日まで

5　申請の時期

令和４年10月17日から令和４年11月７日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）。ただし、令和４年11月８日以降当該工事に係る開札の時まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）においても、随時、申請を受け付けるが、当該開札の時までに審査が終了せず、競争に参加できないことがある。

6　申請の方法

⑴　申請書の入手方法　「競争参加者資格審査申請書（特定建設工事）」（以下「申請書」という。）は、当該工事の入札説明書と併せて交付する。入手方法については、当該工事の「入札公告（建設工事）」（令和４年10月17日付け支出負担行為担当官九州地方整備局長）6⑴を参照すること。

⑵　申請書の提出方法　申請者は、申請書に次に掲げる書類を添付し、持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。提出場所は次のとおりとする。

〒812―0013 福岡市博多区博多駅東２―10―７　九州地方整備局総務部契約課調査係
電話092―476―3509（内線2522）

①　特定建設工事共同企業体協定書（甲）（下記７⑸の条件を満たすものに限る。）の写し

②　下記７⑵の要件を満たすことを判断できる工事の施工実績を記載した書類（申請書とともに交付する様式により作成したものに限る。ただし、当該様式は、当該工事の「入札公告（建設工事）」（令和４年10月17日付け支出負担行為担当官九州地方整備局長）に示すところにより交付する入札説明書の別記様式２と同一であるので、それを使用して作成しても差し支えない。）

⑶　申請書の作成に用いる言語　申請書及び添付書類は、日本語で作成すること。

7　特定建設工事共同企業体としての資格及びその審査

「競争参加者の資格に関する公示」（令和４年３月31日付け国土交通省大臣官房会計課長、国土交通省大臣官房官庁営繕部管理課長。以下「令和４年３月31日付け公示」という。）５（建設工事）の①から⑥までに該当する者を構成員に含む特定建設工事共同企業体及び次に掲げる条件を満たさない特定建設工事共同企業体については、特定建設工事共同企業体としての資格がないと認定する。それ以外の特定建設工事共同企業体については、令和４年３月31日付け公示６（建設工事）の⑴に掲げる客観的事項（共通事項）の項目及び⑵に掲げる主観的事項（特別事項）の項について総合点数を付与して特定建設工事共同企業体としての資格があると認定する。

⑴　特定建設工事共同企業体の構成　特定建設工事共同企業体の構成は、次の条件を満たす者２又は３社の組合せとする。

①　九州地方整備局における一般土木工事に係る一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、当該地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

②　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者、又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記①の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

③　当該競争参加資格に係る申請の期限の日から開札の時までの期間に、九州地方整備局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年３月29日付け建設省厚第91号）に基づく指名停止を受けていないこと。

⑵　構成員の技術的要件　特定建設工事共同企業体の構成員は、令和４年11月７日において次の条件を満たすものとする。

①　特定建設工事共同企業体のすべての構成員は、平成19年度以降に完成した、元請けとして次に掲げる【①】はア）及びイ）の要件を、【②】はア）の要件を満たす同種工事の施工実績を有すること。（受注形態を明らかにするものとし、甲型共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。乙型共同企業体の施工経験については、出資比率に関わらず各構成員が施工を行った分担工事の経験であること。）（新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた一時中止措置等を行ったものに限り、申請時点で完成していない工事も実績として申請できるものとする。）ただし、ア）及びイ）は同一工事であることとし、施工延長については、掘削、覆工を実施した区間の延長であること。

【①】単体若しくは、特定ＪＶの代表者
ア）ＮＡＴＭによるトンネル内空断面積が（覆工後の内空面積）50㎡以上であること。（トンネル内空断面積（覆工後の内空面積）50㎡以上の施工実績は、非常駐車帯部を除く。）
イ）施工延長が300m以上であること。

【②】特定ＪＶのうち代表者以外の構成員
ア）ＮＡＴＭによるトンネル内空断面積が（覆工後の内空面積）40㎡以上であること。（トンネル内空断面積（覆工後の内空面積）40㎡以上の施工実績は、非常駐車帯部を除く。）

ただし、共同企業体にあっては、代表者は上記【①】、代表者以外のすべての構成員は上記【②】の同種工事の実績を有すること。また、当該実績が地方整備局が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、工事成績評定通知書の評定点が65点未満であるもの又は工事成績評定の通知を受けていないものは実績として認めない。

②　建設業法（昭和24年法律第100号）の土木工事業につき、許可を有しての営業年数が５年以上あること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が５年未満であってもこれを同等として取扱うことができるものとする。

③　建設業法の土木工事業に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を当該工事に専任で配置できること。

⑶　出資比率要件　特定建設工事共同企業体のすべての構成員が、均等割の10分の６以上の出資比率であるものとする。

⑷　代表者要件　特定建設工事共同企業体の代表者は、構成員の中で最大の施工能力を有するものであって、その出資比率が構成員中最大であるものとする。

⑸　特定建設工事共同企業体の協定　特定建設工事共同企業体の協定書は、「建設工事共同企業体の事務取扱いについて」（昭和53年11月１日付け建設省計振第69号）の別添「建設工事共同企業体の事務取扱いについて（回答）」（昭和53年11月１日付け建設省茨計振第771号）の別紙に示された「特定建設工事共同企業体協定書（甲）」を準用するものとする。